

固定資産税に係る縦覧および閲覧ができます

問 税務課 ☎ 内線1051～1054 E-mail : zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp

縦覧制度

平成30年度固定資産税(土地・家屋)納税者が他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。そのため、制度以外の目的の使用はできません。

- ◆日時 4月2日(月)～5月1日(火)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

- ◆場所 税務課窓口(市役所本庁舎)

- ◆縦覧できる方 牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税義務者とその同居の親族
- ◆持ち物 本人確認ができる物(保険証・運転免許証など)、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。
- ◆手数料 無料

閲覧制度

納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を見ることができるとは、平成30年度分は4月2日(月)からになります。

※期間の制限はありませんが、平成30年度分は4月2日(月)からになります。

- ◆閲覧できる方

① 固定資産税の納税義務者とその同居の親族

② 土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方

③ 家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方

④ 固定資産税の処分をする権利を有する一定の方(所有者・破産管財人など)

- ◆持ち物 右記の「閲覧できる方」のうち、

- ・①に該当する方：本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)、印鑑
- ・②③に該当する方：賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑
- ・④に該当する方：売買契約書・登記簿などそれらを証するもの、印鑑

※①～④いずれも代理人の場合は委任状が必要です。

- ◆手数料 300円

※縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料。詳しくは、お問い合わせください。

※平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月11日(水)発送予定です。

牛久市環境基本計画を改定しました

問 環境政策課 ☎ 内線1568

環境保全などの基本方針を示す環境基本計画を、牛久市第3期環境基本計画として改定しました。この計画に沿って、環境の保全および創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



環境基本計画って何？

環境基本計画は、本市の環境の保全および創出のための基本的な指針となるもので、平成18年に策定、平成25年に改定しており、今回の改定で3期目となります。

平成29年6月22日に根本洋治市長から牛久市環境審議会(会長・福島武彦氏(茨城県霞ヶ浦環境科学センター長)に環境基本計画の改定について諮問し、5回にわたる慎重な審議の結果、今年2月5日に環境審議会から市長に答申が行われました。

計画の概要

生活環境、自然環境、地球環境、ごみ対策、放射能対策の各環境項目の取り組みを定めています。また、平成22年に作成した地域エネルギービ

計画書の閲覧

市ホームページでご覧いただけます。また、環境政策課窓口や情報公開統合窓口、市内公共施設(中央図書館、牛久自然観察の森、各生涯学習センター、総合福祉センター、牛久クアリーナセンター、牛久運動公園体育館)においても製本した計画書の閲覧ができるよう準備を進めています。

進捗管理

今後は、実施計画を作成し、年次報告である環境報告書等をもとに環境審議会を開催して評価を行っていきます。

なお、市では環境基本計画へのご意見を受け付けています。環境政策課までお寄せください。